

史料紹介 堀尾忠氏知行目録

新庄正典

「堀尾忠氏知行目録」は、二〇一七年八月に関東の古物商から、松江市が購入したものである。取り扱っていた業者は、旧和歌山藩士中村四郎左衛門家旧蔵の史料を所持し、中村家の知行判物を一括して売却していた。その文書群に本史料が紛れ込んでいたものを一通購入した。

「内容について」

一六〇一年（慶長六）三月二十七日に松江藩初代藩主である堀尾忠氏から家臣の内貴太郎左衛門尉・土山与右衛門尉・今村喜介・寺井甚介・今村右門九郎・村上彦八郎に対して発給した知行目録で、堀尾忠氏の朱印が付している。

堀尾忠氏は、一五九九年に父である吉晴から遠江国浜松十二万石を譲られ城主となり、堀尾家の当主となる。翌年の関ヶ原の戦いでは徳川家康の軍勢に組し、前哨戦である木曾川での合戦や本戦では西軍の大垣城の抑えとして戦功を挙げ出雲・隠岐両国二十四万石の太守として入国する。

関ヶ原の戦いは九月十五日に行われ、十月三十日までに忠氏に出雲・隠岐両国が宛がわれている⁽¹⁾。しかし、吉晴の所領である越前国では、十一月六日付で重臣である堀尾一信から大滝村等に判物が発給⁽²⁾されていることから、出雲国入国は年末から翌年初めにかけてであろう。一六〇一年の一月か

ら二月にかけて、出雲国内の寺社がそれぞれ由緒について堀尾家に報告⁽³⁾しており、出雲国での堀尾家の活動は一六〇一年から始まっている。

その後、三月二十七日に家臣に対して知行宛行状と知行目録が発給され、四月二十六日に領内の寺社に対して寄進状が発給されている。忠氏は一六〇四年八月四日に二十八歳で死去し、幼少の息子忠晴が跡を相続するため吉晴が見守ることとなる。

この知行目録を発見する以前より、同様の知行宛行状や知行目録が存在することは『島根県史』や『東京大学史料編纂所の影写本などで知られていたが、その原本の所在は不明である。

【史料一】辻角介知行宛行状（山田善次郎所蔵文書）※『島根県史』八
為扶助貳百五十拾石令宛行訖、目録在別紙矣、全可領知候、仍如件、

慶長六季三月廿七日

忠氏（花押）

辻角介殿

【史料二】堀尾忠氏知行目録（蘇美神社文書）※東京大学史料編纂所影写本
知行方之目録

千三百式十石之内

意宇郡

一、八百六拾四石

湯屋村之内

式千四百四十八石之内

同

一、四百式拾七石

出雲郷之内

合千式百九拾壹石

内

一、四百式拾石 浅井長三郎とのへ

一、四百石

黒田三介とのへ

一、三百参拾石 上田権右衛門尉とのへ

一、八拾石

今村介守(九)とのへ

一、六拾石

宮崎(七)新九郎とのへ

以上

右令割符可領知之者也、

慶長六年

三月廿七日

忠氏(權)(印判)

【史料一】は堀尾忠氏が家臣の辻角介に二百五十石を宛がった知行宛行状である。知行宛行状には忠氏の花押が添えられ、家臣一人に対して発給されている。文中の「目録」が【史料二】や購入した知行目録に該当する。

知行宛行状の別紙にあたる知行目録には、宛がう場所の郡名と村名、その石高が記され、複数の家臣にその石高を割り付けている。本来であれば家臣一人に対し、それぞれの知行地を宛がうところであるが、堀尾氏の出雲国入国から間もない時期に発給されているために地方の把握が完全ではないのであろう。数村の知行地に対し複数の家臣が知行して、村内の知行割については記されていない。また、目録には花押ではなく印判が使用されている。次

に購入した知行目録について、詳細を見ていく。

日付は【史料一】【史料二】と同じ慶長六年三月二十七日で、出雲入国直後に忠氏が発給した知行宛行状の目録である。知行地として、出東郡宇賀、同郡鹿塚、大原郡飯田の三つの場所が挙がっている。

出東郡宇賀（現在の出雲市口宇賀町と奥宇賀町に相当）は、一六七〇年前後まで出東郡に属し以降は楯縫郡となる。一六〇二年付の「出東郡宇賀村御検地帳」には高四百三十一石余、「出東郡宇賀村内中村検地帳」には高四百三十三石余と記されており(四)、本史料中の宇賀の高八百六十石とほぼ同一である。

出東郡鹿塚（現在の出雲市斐川町原鹿に相当）は、「寛永出雲国絵図」（一六三三年ごろ成立）に村名が見えるが、「出雲国十二郡図」（一六三六年成立）には『上鹿塚』と『下しつか（下鹿塚）』の二ヶ村に分かれている。本史料では高五千二百五十石と広大な村として記されるが、一六九七年の「元禄十四年出雲国郷帳」には上鹿塚村として高二百六十九石余とある。鹿塚の石高については検地帳を含めた検討を要する。

大原郡飯田（現在の雲南市大東町飯田に相当）は、一六〇二年付の「大原郡飯田村検地帳」には分米二百十四石余とあり、これも本史料記載の石高六百十五石と乖離している。本史料は堀尾氏による検地以前に発給されたものであり、毛利氏が把握した石高に基づいたものであったため、異なる石高が記載された可能性がある。

「記載の家臣について」

本史料には、六名の堀尾家臣団の氏名が記されている。堀尾家臣団については、『出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳』（春光院所蔵）に詳しく、記載があるか比較する。ただし、本給知帳の成立は堀尾家が断絶した一六三三年以

降であり、知行目録が成立した一六〇一年から約三〇年後に記されたものである。そのため、世代が交代したりや堀尾家から出た人物がいても不思議ではない。

・内貴太郎左衛門尉：記載なし。同姓の人物（内貴七太夫 三百石、内貴彦五郎 二百五十石）がいる。

・土山与右衛門尉：記載あり。堀尾修理組で百五十石を給す。断絶後は和歌山藩徳川家に仕官する。

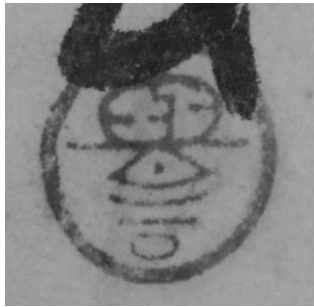
・今村喜介：今村喜助の名で記載あり。堀尾修理組で百五十石を給す。

・寺井甚介：記載なし

・今村右門九郎：今村右衛門九郎の名で記載あり。堀尾修理組で百四十石を給す。

・村上彦八郎：記載なし。同姓の人物（村上作太夫 三百石）がいる。

記載のある土山与右衛門尉、今村喜介（助）、今村右（衛）門九郎は三人とも馬廻の堀尾修理組に属し、隣接して記載している。端裏ウハ書には「□左衛門くミ」とあり、これらの六人は□左衛門を頭とする同じ組に属していたであろう。



堀尾忠氏朱印「誉」



堀尾忠氏印

『国史大辞典』堀尾忠氏項

「朱印について」

「誉」の朱印（左上）が堀尾忠氏の印である。『国史大辞典』には忠氏の印として「口」が抜けた印（左下）を紹介している（どの文書を根拠にしたかは不明）。本来「誉」の字として成り立つのは「口」の入ったものであるため、本史料により堀尾忠氏の正確な朱印が明らかとなった。

「伝来について」

和歌山藩士中村四郎左衛門家に伝わった古文書である。端裏ウハ書（書状の受取者）に「内貴太郎左衛門」「土山与右衛門」の名が記され、このうち土山与右衛門尉は堀尾家断絶後に和歌山藩へ仕官している。土山家は和歌山藩が天保年間に記録した親類書に記載がなく、それまでに断絶したと思われる。本文書が伝来した中村家の初代は「土山右近大夫」という人物と親類で、中村家の『系譜』には「土山等之筋目之品茂有之訳者、土山右近大夫孫庄兵衛者妹婿ニ相成」と記載がある。

土山与右衛門尉は堀尾家の断絶後、縁戚であった中村四郎左衛門を頼り和歌山藩に仕官したが、家が途絶えるにあたり伝えた文書を中村家に託し伝来したものと推定する。

「おわりに」

堀尾忠氏が出雲・隠岐両国の領主となつてわずか数か月後に家臣に対し発給した文書で、堀尾家の統治の始まりを示す資料である。また、知行割が忠氏の名前で行われていたことを証明し、初代藩主であることを裏付けた。

堀尾忠氏は一六〇四年に急死しており、現存する発給文書自体非常に少ない。現在のところ、朱印が付された文書はこの知行目録が唯一であり、松江にとつても非常に貴重な資料であるといえる。

また、堀尾家は断絶したため、その家臣団は全国に散らばった。それぞれ

の旧臣が自己の由緒を示すため、堀尾家が発給した文書を大切にしていたのであろう。堀尾氏研究のさらなる発展には、旧臣が伝えた文書の搜索が必要である。

注

(1) 黒羽芭蕉の館蔵、「久代景備書状」に十月晦日付で「堀信濃殿へハ出雲尾隠岐両国被遣候事」とある。

(2) 大滝神社蔵、慶長五年十一月六日付「堀尾一信証状」(『福井県史』資料編6)

(3) 島根県立図書館蔵『旧島根県史編纂資料』千家男爵家文書2、(慶長六年) 正月五日付「申上覚」

(4) 『島根県の地名』(平凡社、一九九五年)、口宇賀村、奥宇賀村の項

(5) 島根大学附属図書館蔵

(6) 島根大学附属図書館蔵

(7) 『島根県の地名』(平凡社、一九九五年)、上鹿塚村の項

(8) 『島根県の地名』(平凡社、一九九五年)、飯田村の項

(9) 妙心寺塔頭春光院蔵、『松江市歴史叢書1』(松江市教育委員会、二〇〇七年)に翻刻あり。

(10) 『国史大辞典』一一(吉川弘文館、一九九一年)、堀尾忠氏の項

(11) 個人蔵

(しんししょう まさのり 松江歴史館主任学芸員)



(端裏ウハ書) 「□左衛門くミ、内貴太郎左衛門 土山与右衛門」

知行方之目録

八百六拾石之内	出東郡
一、四百参拾石	宇賀之内
五千式百五拾石之内	同
一、五百四拾石	鹿塚之内
六百拾五石之内	大原郡
一、四拾石	飯田之内

合千拾石

内

一、式百石	内貴太郎左衛門尉
一、式百五拾石	土山与右衛門尉
一、百五拾石	今村喜介
一、百四拾石	寺井甚介
一、百四拾石	今村右門九郎
一、百参拾石	村上彦八郎

以上

右令割符可領知者也、
慶長六年
三月廿七日 忠氏(朱印「誉」)